

原動機を用いる身体障害者用の車に係る警察署長の確認について（通達）

最終改正 令和6.3.8 例規務第3号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第1条の5第2項の規定により警察署長が行う確認（以下「確認」という。）の要領について下記のように定め、平成27年1月1日から実施することとしたので、適正に運用されたい。

記

1 確認の手続

(1) 市町村長から通知があった場合の確認

規則第1条の5第1項第1号に定める車体の大きさの基準に該当しない身体障害者用の車の利用者（以下「利用者」という。）の住所地を管轄する警察署長（以下「管轄警察署長」という。）は、市町村長から、通知書（別記様式第1）により、当該身体障害者用の車の購入に要した費用を身体障害者又は身体障害児に対して補装具費として支給することを決定した旨の通知があったときは、当該通知書及び添付書類により、速やかに確認を行い、当該市町村長に対し、確認証（別記様式第2）を送付するものとする（市町村長が管轄警察署長から送付された確認証を利用者に交付することとなる。）。

(2) その他の場合の確認

ア 申請の手続

管轄警察署長は、利用者又は利用者から依頼を受けた者（以下「利用者等」という。）から確認申請書（別記様式第3）の提出があったときは、確認を行うものとする。

イ 審査の方法

確認の要否については、原則として、利用者及び申請に係る身体障害者用の車を実地に調査して判断するものとする。ただし、確認申請書に次の書類が添付されている場合には、利用者及び申請に係る身体障害者用の車の実地調査に代えて、これらの書類の審査により判断することができるものとする。

(ア) 身体の状態により、利用者が当該身体障害者用の車を用いることがやむを得ない旨を疎明する書類（医師その他の身体の状態を判断することができる者の作成する書面等）

(イ) 当該身体障害者用の車を製作又は販売する者の作成する当該身体障害者用の車の大きさ（長さ、幅及び高さ）を証する書面

ウ 確認証の交付

管轄警察署長は、確認を行ったときは、申請者に対し、確認証を交付するものとする。

2 確認証の携帯

利用者が確認に係る身体障害者用の車を道路において利用するときは、確認証を携帯させるものとする。

3 確認証の返納

利用者が確認に係る身体障害者用の車を利用しなくなったとき又は利用する必要がなくなったときは、速やかに確認証を交付した警察署長に返納させるものとする。

4 確認証の再交付

管轄警察署長は、確認証の交付を受けた利用者から、当該確認証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した旨の申出があったときは、利用者から確認証再交付申請書（別記様式第4）の提出を受け、確認証の再交付をするものとする。この場合において、再交付する確認証の欄外右上部には、「再」と朱書するものとする。

5 関係書類の保存等

管轄警察署長は、確認証を交付し、送付し、返納し、又は再交付したときは、その都度、確認証交付（送付）簿（別記様式第5）に所要の事項を記載し、通知書又は確認申請書（添付書類を含む。）とともに、10年間保存するものとする。

6 専決

この例規通達に定める警察署長の事務については、交通課長に専決させることができる。ただし、異例に属する事務及び疑義がある事務については、この限りでない。

7 その他

規則第1条の5第1項第1号に定める車体の大きさの基準に該当しない身体障害者用の車であって、確認を受けていないものは、道路交通法上の身体障害者用の車には該当しないこととなるので、このような身体障害者用の車を通行させている者を発見した場合には、速やかに警察署長の確認を受けるよう指導すること。

別記
様式第1

通 知 書

年 月 日

警察署長 殿

通知者

印

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の5第1項第1号に定める車体の大きさの基準に該当しない身体障害者用の車の購入に要した費用を下記のとおり支給するので通知する。

記

- 1 受給者
住 所
氏 名

- 2 支給に係る身体障害者用の車の概要
 - (1) 車の名称
 - (2) 型式
 - (3) 製品番号
 - (4) 車の大きさ

長さ	センチメートル
幅	センチメートル
高さ	センチメートル

- 備考
- 1 身体障害者用の車とは、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）に規定する電動車椅子をいう。
 - 2 当該支給に係る決定通知書及び判定書の写しを添付すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第2

7. 5	
第 号	交付 年 月 日
確 認 証	
道路交法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の5第2項の規定に基づき、次の利用者が次の身体障害者用の車を利用することがやむを得ないことを確認する。	
警察署長 印	
記	
1	利用者 住 所 氏 名
2	身体障害者用の車の概要
	(1) 車の名称
	(2) 型式
	(3) 製品番号
	(4) 車の大きさ
	長さ センチメートル
	幅 センチメートル
	高さ センチメートル
注意事項	
1	確認を受けた身体障害者用の車を道路で利用する場合には、必ずこの確認証を携帯してください。
2	確認証を受けた身体障害者用の車の利用を止めた場合は、速やかに確認証を返納してください。

備考 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式第 3

<p>確認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>警察署長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名</p> <p>道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第 1 条の 5 第 2 項の規定に基づき、同項の確認を申請します。</p>	
確認を受けようとする身体障害者用の車の利用者	住所
	氏名
利用者以外の者が申請する場合	(利用者との続柄)
理 由	
確認を受けようとする身体障害者用の車	車の名称
	型式
	製品番号
	<p style="text-align: center;">大きさ</p> <p>長さ センチメートル</p> <p>幅 センチメートル</p> <p>高さ センチメートル</p>

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 4

<p>確認証再交付申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>警察署長 殿</p> <p>住所 申請者 氏名</p> <p>次のとおり確認証の再交付を申請します。</p>	
再交付申請の理由	
確認証の交付 年月日及び番号	
再交付に係る身体 障害者用の車	車の名称
	型式
	製品番号
	大きさ 長さ センチメートル 幅 センチメートル 高さ センチメートル

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

